

第7回統計基準部会 議事録

- 1 日 時 平成 21 年 7 月 10 日 (金) 14:00 ~ 16:20
- 2 場 所 総務省第二庁舎 6 階 特別会議室
- 3 出席者 (部 会 長) 大守 隆
(委 員) 舟岡 史雄、野村 浩二
(専 門 委 員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ
(審 議 協 力 者) 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県
(事 務 局) 内閣府：河合統計委員会担当室参事官
総務省：會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、須藤アドバイザー (統計センター)
- 4 議 題
 - (1) 議題の整理について
 - (2) 答申の素案について
 - (3) その他

5 議 事

大守部会長 それでは、「第7回統計基準部会」を始めたいと思います。

この職業分類の審議は、あと1回です。8月に入って最終回を残すだけとなりましたので、できるだけ今日、方向性をはっきりと煮詰めたいというふうに思っております。

今日の議題はお手元の議事次第にありますように、「課題の整理について」が1つ。「答申の素案について」が2つ目、及び「その他」ということです。

それでは、事務局から本日の配布資料について御説明をお願いします。

事務局 はい。本日の配布資料でございます。

まず資料1といたしまして、「統計基準部会での指摘事項と対応一覧（前回部会 回答分まで）」は、資料1-1と1-2の2種類に分かれてございます。

続きまして、資料2でございますが、「前回部会において、次回までの課題とされた事項」。

資料3が「日本標準職業分類の適用範囲について」。

資料4が「日本標準職業分類案」。

資料5が「日本標準職業分類 分類項目対照表（現行、諮問案及び部会修正案）」でございます。

参考1としまして、「第6回統計基準部会結果概要」は、既に皆様にメールでお送りしているところですが、修正点がございましたら、7月13日、来週の月曜日までに事務局まで御連絡いただきたいと思っております。

続きまして、席上配布資料でございますが、「日本標準職業分類の一般原則（暫定案及び諮問案）」。

としまして、「日本標準職業分類 大分類定義（暫定案及び当初案）」。

としまして、「答申の素案」。

それから、ここには書いてございませんが、西澤専門委員から御提出の資料を添付してございます。

以上です。

大守部会長 ありがとうございました。

では、早速、議題に入りたいと思いますが、最初は課題の整理ということですので、これは3つに分けて議論をしたいと思っております。

1つが個別項目とありますが、各大分類に関する指摘事項と対応について。

2つ目のグループが、一般原則について。

3つ目が、適用範囲について、ということで進めたいと思っております。

では、まず各大分類に関する指摘事項と対応ということで、事務局から資料をもとにお願いいたします。

事務局（曾田統計審査官） 資料1-1と1-2、資料2をご覧いただきたいと思っております。

資料1-1と1-2は、前回まで御議論いただいて、ある程度このような対応でということですので、一応の御了解は得ていると思って整理している部分でございます。

資料1-1は事項だけをインデックス的に並べたもので、資料1-2がその中身ということですので

ございます。こちらの方は、説明の方は省略させていただきます。

資料2、前回部会まででまだ積み残していた宿題というところでございます。ご覧いただきまして、最初に大分類Bの関係で課題1、中分類の製造技術者（開発）と製造技術者（開発を除く）と今回分けたのですが、その中で部品の製造を担当するところが出ていないという御指摘がありました。部品もそれぞれいろいろな機械に付属する部品と、そうでない汎用の部品があるということの御指摘がありましたので、その対応のところ、それぞれの機械に付属するような部品は、それぞれの対応の小分類の中に入れるということ。それが071から079というところの話でございます。

それから今度は汎用的な部品については、小分類の073機械技術者、これは開発を主に行うもの、それから、083開発を除く機械技術者というところに、わかるように説明書きで、それを明示するという形で対応したいというふうに思っております。

それから、課題2として、前回までの分類基準としての資格をどう考えるかということで整理させていただいたのが、2ページの表になります。課題2と3は、同じようなことでございますので、合わせて表として整理してございます。

分類の項目の設定が、そもそもある資格とか公的名称とか、そこを前提としているもの、そこをリンクしているもの、もしくはそうでないもの、例えば医師といえば、それはもうリンクしているわけですが、調理人というのがあるのですが、これは必ずしも調理師と同じではないというようなところ。そういうところで違いがある。

それぞれにおいて、見習人と補助作業者というのがあるでしょう。資格と分類項目がリンクしている場合には、資格を持っていないと、そのところに分類されないということもありますので、資格を有している見習人というのは、そのところに格付ける。ただ、スキルは低いのかもしないがそこに入れる。資格を有していない場合には、実際に行っている仕事でいく。補助作業者の方も同じということです。

あとは下の段で、職業の分類項目の定義、それが資格とはリンクしていない場合には、見習人については、見習う職業の分類項目に格付けをするということ。補助の作業者というのとは上と同じように、仕事の内容に応じて分類をするというふうな形にしてございます。

次のページをめくっていただいて大分類IとKの関係で、大分類Iの輸送・定置・建設機械従事者というところで、大分類の名称がちょっと長いのではないかとことです。この中身を見ていきますと、輸送ということで自動車とか電車とかそういう移動体、その運転をするものと、車掌さんというのもここに入っているということ。それから定置とか建設機械の運転をするという人がおりましたので、車掌さんもいるということで、輸送というのをここに残して、あとは輸送と機械運転従事者という形で修正してはどうだろうかと思えます。

後で、大分類の定義だけを一覧にしたものもありますが、そのところでまた御議論をいただければと思います。

大分類K - 労務作業者につきましては、名称がそもそも労務的な仕事と書いてあったので、余り明確ではないということで、西澤先生のアドバイスを入れて、合わせまして、主に体を使った定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装ということで、ここで該当する作業を列挙したと

いう形で、今ここに提示してございます。

特に大分類Kと大分類Iの関係で、運搬等の仕事で機械を使用するものと区別するため、定義を明確にしたかどうかということでいろいろ考えさせていただいて、一度皆様に週末にお送りしたときは機械を使っていればIの方に入れるとか、そういうことも考えたのですが、機械といっても、大きなものも小さなものもあるということ。それから機械を使うときの基準にはなりません、目的みたいなものも関連してくるので、機械があるとか、使うとか使わないとかによって、大分類を決めるのも例外的ですぐわれないもののがかなり出てくるのではないかという形で、今回は大分類の定義でそれを入れ込むのは難しいのではないかというふうに考えてございます。

一応そこまでです。

大守部会長 ありがとうございます。

それから、西澤委員から新しい点も含めましてメモが出ておりますので、御説明をいただけますでしょうか。

西澤専門委員 私の意見は、事務局側からいただきました資料1-1と1-2、資料2に対して、私個人として、こうやった方がいいのではないかという提案をそこに書いたまでです。事務局の今の資料を見ていまして、ちょっとここだけはなかなか譲れないというようなものが幾つかあります。

例えばカウンセラーの定義ですけれども、カウンセラーの定義の中に相変わらずカウンセラーは何をするかということで、「助言・指導・援助」となっていますけれども、実はカウンセラーの仕事は、助言・指導をしてはいけないというのがカウンセラーの仕事なんです。

つまりカウンセラーとそれ以外の人、例えば相談者と何が違うかということ、相談者というのは相談の相手方に対して、助言なり指導なりを積極的にするんですけれども、カウンセラーはむしろ助言、積極的な指導というのは控えて、相手を受け入れてその人が問題をどうやって解決できるか、その人が自助的な解決方法を後押しするような仕事ですので、これは一言、言葉で言えば援助という言葉で、例えば日本カウンセラー協会のカウンセラーに関する定義とか、カウンセラー関係のさまざまな協会の定義などを見ますと、必ず援助するものというふうな言葉が出てまいります。

実際、カウンセラーの方にも伺ったんですけど、「指導・助言」という言葉はまずい。この言葉だと相談者と同じものになってしまう。カウンセラーは相談者ではない。つまり日本語にできないからカウンセラーという名称を使ってあるのであって、日本語にできるのならば相談者にすればいいんですけれども、相談者にすると、「助言・指導」が入ってきてしまうので、それはカウンセラーの仕事ではないので、カウンセラーというカタカナ表記でもって、仕事の内容は、助言・指導はできるだけ控えるということで、カウンセラーの仕事がなっているように思いますので、そこは修正の方がよろしいかと思えます。

あとは、それほど大きな点ではございません。以上です。

大守部会長 ありがとうございます。

私、これを読ませていただいて、一つだけよく御趣旨がわからなかったのですが、2ページの塗装作業について、これはどういうふうに直したらいいという、何か具体的な案をお持ちですか。

西澤専門委員 塗装作業は、今、設備制御・監視員の中に入っていないんですね。その他の生産

類似のところに位置付けられております。ところが、塗装作業の中、例えば自動車工場で塗装をどうやっているかという、これは全部機械設備で塗装をやっているわけですから、自動車工場の塗装員という人は設備の制御監視員になるわけです。

ところが今の分類体系ですと、中分類 49 の設備制御・監視員ではなくて、一番最後の中分類の生産関連従事者という名称だったか、そこに入ってしまうので、同じ設備制御監視をしているにもかかわらず、位置付けが違うのは少しおかしいのではないかという指摘です。

それから、包装作業も全く同じです。包装作業もこれは現行の大分類Ⅰのところであって、生産工程の一番おしりにあった包装という作業を引っぱがして、生産工程だけでなく、例えばデパートや商店で包装をする人もひっくるめて包装員という位置付けにしてみましたので、例えば生産工程の中で食料品やさまざまな商品の包装機械を操作して、包装をしている人たちはどこに位置付けられるかという、これも機械の操作のところではなくて労務の包装員になってしまいます。

実際のところは、機械を操作しているにもかかわらず、労務の仕事になってしまいますので、そのあたり少し位置付けがおかしいのではないかという、そういう指摘です。

大守部会長 ご指摘はわかるのですが、どういうふうにしたらいいでしょうか。具体的な案はお持ちではないですか。

西澤専門委員 これは仕方ないので、塗装の機械を運転する作業者は、現在の生産類似のところの職業例示に塗装作業の設備制御監視員を含むというふうに入れ示して入れて、かつ労務のところの包装員の中にも機械操作で包装作業を行うものも含むというふうにすれば。

大守部会長 含む。

西澤専門委員 ええ。そうしないと、機械操作をする包装員だけを生産工程の方に持っていくというのも、少し…。つまり包装作業をやる者を一括した項目として、労務のところに包装員という包装作業者を設定したわけですから、内容例示であっても、ばらばらにほかの項目に例示するのはふさわしくないと思いますので、項目の設定がこうなっている以上、そうならざるを得ないのかなというふうに思います。

大守部会長 ありがとうございます。

ではどうぞ。

事務局（曾田統計審査官） 資料がいっぱいあったので、西澤先生の意見は、事前にはいただいていたのですが、十分整理して答えていない部分があります。

最初のカウンセリングに関しましては、このような形で直させていただきたいと思います。今まで整理したというところの資料に関するところでしたので、そちらのところはまだ直っていない状況なので、今回御提案いただいているような形で直していきたいと思っております。

それから、今のところは、全部のことにに関して、塗装とか包装ということで、生産そのものでなく、生産関連とか労務の方にいったところで、手作業でやるところと機械でやってくれて、その操作をするというところで、恐らくいろんなところに出てくると思うのですが、今回、中分類のところを組み換えたのが、作成する部分、製造の部分と組み立てのところについては、中分類の段階で組み換えて、この中で小分類で、若干産業的な枝は残したということでしたので、ほかの部分に

つきましては、次回以降の改定のときの課題にさせていただきたい。

いろんなところを人がやるか、機械がやるかが出てくると思いますので、生産に関係なく出てくるといふことかと思ひます。

大守部会長 ちょっと最後のところ、事務局の趣旨がはっきりしなかったと思ひますが、事務局の提案は、大分類のKは、今、西澤専門委員が御説明になられた3ページの最後のところとも関係するんですけれど、大分類K - 労務従事者は、機械を使うものは労務従事者にはしないといふことで統一したいといふ、そういう考えですか。

西澤専門委員 これは、どちらに位置付けたいのか、私もよくわかりません。例えば倉庫作業といふのは、小さな荷物出し入れなどは、手作業なりあるいは小さな道具か何かでできると思ひますけれど、少し大きな資材や原材料になりますと、フォークリフトを用いますので、資材、原材料の搬入搬出の作業を倉庫作業員がやるわけなんですけれど、どうしてもフォークリフトを使わざるを得ないといふことになってきます。

そうしますと、その倉庫作業をやるためにフォークリフトが必要なので、フォークリフトを中心として、どこの分類項目に当てはまるか考えるのではなくて、作業を中心にして考えれば、それは倉庫作業の一環として、ただ道具として使っているだけなので、倉庫作業に当てはめればいいのではないかといふような考え方もあるかと思ひます。

ただ、この日本標準職業分類全体を見ても、一つの目的だけではなく、汎用的な目的に使うような機械類の操作は、これは機械の操作のところには位置付けるといふような原則があるみたいなんです。

例えば地下鉄の土木工事で、穴を掘っていくのにシールドマシンを使ひますけれど、あの機械の運転手は、土木作業員ではなくて、やっている仕事は土木作業ですけど、機械を運転しているのだから、機械の運転手の方に位置付けられるかと思ひます。

そのように、機械といふても特定の目的のための機械と、それからさまざまな目的に使える機械、例えばフォークリフトでしたら今の倉庫作業、それから卸売市場での青果類、鮮魚類、魚類の運搬や何かをフォークリフトでやる場合、陸上運搬ですけど、この運搬作業は、運搬業者なのか、あるいはフォークリフト運転者なのか、これはどちらかといふと、その作業をやるにはフォークリフトが必要だから、それは運搬業者の方に位置付けるといふ考えもできましようし、汎用的な機械類の運転操作といふのは、その機械操作の項目には位置付けるといふ、原則らしきものがあるらしいので、それに基づくとフォークリフト運転者の方に位置付けられるといふことで、この原則をどちらか明示していただかないと。

国勢調査なんかですと、回答で分ければいいわけですけど、例えばハローワークやなんかで求人を受け付けるときに、フォークリフトを使った倉庫作業が出てきますと、これは倉庫作業員に位置付けていいのか、あるいはフォークリフトの運転業者の方に位置付けるべきなのか。そこで問題が出てきてしまうので、できたらこういう場所で機械の運転者といふのは、どちらに位置付けるべきかといふのを明確にさせていただいたかった。

大守部会長 趣旨はわかりますが、私の理解は少なくとも事務局の案はこれまで議論してきたよ

うに、フォークリフトとかユンボとか、そういう軽機械みたいなものがあるわけです。軽機械であっても機械を使うのであれば、大分類のKにはしないと。大分類のKは、今日示されたように主に体を使ってということですので、この間、人の手で運べる機械というような道具というふうな言い方がありましたけれども、その程度であって、包装機械、塗装機械なども含めて、比較的簡単に習熟できるような機械であっても、機械を使うものは大分類のKにしないとという考え方ではないかというふうに私は理解したんですが、その点はいかがですか。

事務局（曾田統計審査官） 機械の大きい、小型というところをどういうふうに分けるかというところも、なかなかしづらいということがあります。今までの説明はそういう形でできていますが、本当に手で持てるだけでいいのかというと、若干、それが下に置いてあったとしても、簡易に操作できるものならば、目的のところを考えていた部分も多少あると思いますので、余り原則として、はっきりしていないお答えをしてきたということが本当かと思えます。事務局としてです。

西澤専門委員 今日の資料を事前に見てこなかったものですから、事務局の方で大分類Kの定義を、「身体を使った」となっておりますので、そういう意味では、主に専ら機械を運転して作業をする人はここではないというのはわかりますので、これはこれで、私の言った問題は、ほぼ解決するかと思えます。

大守部会長 では一応そういう整理でよろしいですか。

西澤専門委員 はい。

大守部会長 小型機械であっても機械を使う作業は、Kには含めないということです。

では、ほかの点に進みたいと思います。どんな点からでも結構です。

では、私から、議論の整理のために、実は一般原則のところとも絡むのですが、2つ大きなテーマが残っているかと思っています。まず、管理職の除外定義、専ら規定を除外した方がいいのではないかという議論をしていたのですけれども、この「専ら」を取ると店長のような、飲食店長とか小売店長、卸売店長、そういう人たちが管理職の方に分類されかねないのではないかという疑念が呈されてきました。これは実は、店長に限らず、個人業種一般に関わる問題でありまして、諮問案では、「専ら」というのが、管理職の方についていますので、店長というのは経営・管理だけではなくて、自分で従業員と同じような仕事もやるということで、そこで仕分けをしていたということです。

これをどうするかということですが、ここから先は私の暫定的な個人の委員としての考え方ですが、専ら規定を管理職にずっとつけておくと、実態ともかなり乖離してくるのではないかと。

つまり日本の管理職というのは、本当の狭い意味での専ら経営・管理ばかりをやっている人というのは、ごく限られていて、ほとんどの管理職は、必要に応じて部下の仕事をやる。これは人手不足でやる場合もありますし、お手本を示してやるということでやる場合もあると思います。

したがってそのところは、「専ら」を基本的にとるという方向でいいのではないかと考えているのですが、そうすると店長とか、個人事業主、いろんなものがありますね。小規模な旅行代理店とか理髪店とか、いろんなサービス関係もあると思います。そういうところの事業主一般を除外す

るのか、あるいはその事業主についてだけ専ら規定を部分的に狭い意味で復活をさせて、専ら管理ばかりをやっている事業主は管理職にするけれども、そのほか実際の作業もやっているような個人事業主は、店長とかそれぞれの分野に格付けるかというあたりが、ちょっと悩まし問題として残っているのではないかと思います。

この点について、議論を是非お願いしたいと思います。とりあえずそこがひとつ大きな問題として残っていると思いますが、いかがでしょうか。事務局はどうですか。

事務局（曾田統計審査官） 回答ということではないのですが、皆様に黄色い本で説明文という本がお配りされているかと思います。管理的職業従事者というのが、91ページにございます。それと今、会長がおっしゃった個人事業主の関係が96ページにあります。91ページの方には大分類の定義が書いてございます。第1行目のところで、内部の「監督・統制など、専ら経営体の全般又は課以上の内部組織の...」、ここで専らという言葉が出てくる。

その下の中分類ではどうかというと、例えば中分類21の「管理的公務員」とか中分類22のところでは、専らという言葉が出てこなくて、96ページの中分類24「その他の管理的職業従事者」の小分類249「他に類されない管理的職業従事者」ということで、「個人が営む事業の経営・管理の仕事に専ら従事するものをいう。」ということ、小分類というか中分類というか、それで専らとついているのは、どちらかというと、個人事業主に対してかかっている。これは恐らく大分類全体にかけなくてもよかった用語なのかなということ、個人事業主でそのところだけ除外するような形にするのか。それとも小売店主であるとか、卸売店主であるとか、少し限定的に管理的職業から強制的にほかに移してしまう。そういうようなことを考える場合、その辺もあって。すみません。答えにはなっていません。

大守部会長 実態としては、個人事業主で本当に経営ばかりやっているというのは、限られているように思います。それから、国勢調査なんかで仕分けをするときに、ここに専らをつけたからといって、報告者がそこまで認識して答えてくれるとも思えないので、店長等の個人事業主は、それぞれの分野に格付けるという整理も現実的かなと思うのですが。

舟岡委員 大分類A管理的職業従事者の大分類の総説で、専ら経営体の全般というとき、経営体が何を指すかにも関わるのでしょうが、経営体という、必ずしも明快ではない概念が一般にどう受け止められるのかも考える必要がありますね。

大守部会長 ただ、そのときに経営体という言葉もありますけれども、「内部組織の経営・管理に従事する」という表現が、そのすぐ後にありますね。これはかなり限定的な表現。

舟岡委員 ここでは、「課以上」と書いてありますから、部課制がしかれていることを前提として、個人事業主等については、該当しません。

大守部会長 なるほど。

舟岡委員 個人事業主が入るとすると、全般の経営体というところで、含んでいるのでしょうか。

大守部会長 なるほど。これは、言葉の読み方として、「又は」以下が、どこまで「又は」にかかるかとなると、「課以上の内部組織の」までが「又は」なんでしょうね。そうすると、課云々を外して読むと、「経営体の全般の経営・管理に従事するものをいう」と。

ここの読み方をどうするかということもあるのですが、これからつくっていく分類をどちらの方に整理しておくかということが、当面問題になってくるわけです。

岡本専門委員 大分類の定義としては、「専ら」は外してしまってもいいというか、あるいは外した方がいいのかもしれないと思います。企業のトップがトップセールスを時に行うこともあるというようなことは、別に考えていないわけですから、「専ら」はなくてもいいのではないかと。

個人事業主については、(1)で経営・管理以外の仕事に云々とあるわけですから、これがあれば、1行目の「専ら」は…。

大守部会長 私はそのところは、若干理解が違うと思います。「専ら」を外すと、(1)は当然外れるのだらうと思っています。つまり(1)は、「専ら」という言葉の説明として書いてある。つまり(1)を外して、そのかわり一般原則として両方やっている人は、どちらに時間がたくさん費やされているかということで区別しましょうという原則に落ちるわけです。

そうすると、ここから先は選択肢が2つあって、個人事業主の中でも経営・管理ばかりやっている個人事業主は管理職として残すか。あるいは、そういうものは余り現実的ではないので、個人事業主は、現場のこともやっているだらうということで、それぞれの方に入れるかという、そのどちらを選ぶかということです。

事務局(曾田統計審査官) 若干質問ですが、「専ら」を外すと、経営・管理的な仕事と現業的な仕事をやっているときに、そこはあくまでも就業時間の長さで決めるという原則が適用されるのであって、小分類項目としてこれがなくなるということではない。

大守部会長 ごめんなさい。小分類項目としてこの249のような規定を残すとすれば、これは一般原則のさっきのような時間で割り振る原則の例外になるわけですね。

事務局(曾田統計審査官) 小分類249というのは、大分類Bの中で、ほかのところは大体法人の組織の役員とか管理職が入ってきて、法人体でないものがこの小分類249のところに入ってくる。個人の事業をやっている人でも、70%が経営・管理をやっているのであれば、それは管理者に入れましょうというのが原則ではないのですか。

大守部会長 そうすると、個人事業者の扱いとして3つあるんでしょうね。

1つは特に規定をしないと、時間に応じて管理的な職業になったり、その分野の格付けになったりすると。第2は、この規定をこのままで残して、少しでも現場的な仕事をやっている人は、それぞれの分野、他職業になって、専ら経営・管理ばかりやっている人だけが管理職として残るというものです。その逆もあります。これは余り議論してもしょうがないと思います。その辺を整理する必要があるということですね。

あえて言えば、3つ目としては、個人事業主であれば、初めから管理的職業はしないというので、それぞれの分野に位置付けるというふうに割り切ってしまうと、集計上はかなり楽になると思うのですが。

まだ発言されていない方も含めて、いかがですか。

舟岡委員 結構面倒な問題がその背後にあることは確かです。個人事業主であっても、店舗を展開している個人企業もあって、その事業主は、恐らく小分類049の「その他の管理的職業従事者」

に該当すると思われます。

問題は、通常の場合であって、経営者がみずから汗をかいて、店舗等で事業活動も行い、そして経営・管理も当然のことながら担うようなケースです。そのケースで、経営・管理のウエイトが事業活動に比べて大きい業務の場合に、時間原則に従えば、経営・管理業務に長い時間を要しているのので、その種の業務に従事していれば管理的職業従事者に分類するのかということ、これもおかしい話で、実際に汗をかく業務がなければ、管理的な業務というのはあり得ないわけです。そのケースでも、現場的な従事をしている事業の従事者に格付けするのが適当だろうと判断されます。

報酬に焦点を当てると、報酬が何から得られるかということ、やはり実際に従事して売上げを上げる活動からですね。こうしたケースへの対処は、格付においてどう割り切るかという、大きな問題をはらんでいるかもしれません。

大守部会長 どうでしょうか。これは大きな問題なので、また後で時間があれば戻ってくる。もし時間がなければ、もうちょっと考えて事務局に案を作ってもらって、早急にメールベースで決着をつけるということに、とりあえずしたいと思います。

事務局（曾田統計審査官） 若干それに加えますと、一般原則にも関連してくるところなのですが、就業時間がイーブンだったときに、どちらを大分類で優先するかということで、管理的職業の優先順位はかなり低いです。結局「専ら」とつけるか、「専ら」とつけなくてもかなり管理的職業の優先順位が低いということは、現業に近い方に行く確率が高くなると思うので。

舟岡委員 イーブンでなかったらどうするかが問題です。実際にあり得るケースとして、かなり自動化されたサービスの業務の場合は、ほとんど現場的な業務に時間は使わないけれども、その店舗を管理し、そして売上げとか仕入れの経理や取引の業務に就業時間の多くを費やすような職務が考えられ、それについてどう考えるか。

一人二役の場合もありますし、一店舗に複数の従事者がいて、その中で事業主がマルチプレーヤーであったときにどうするか。その2つのケースを、頭の整理のためには、区別をしておいた方が良いでしょうね。

大守部会長 はい。ちょっと、この問題はとりあえず棚上げにして、ほかの点についてはいかがですか。

一般原則と絡むのですが、ついでに西澤専門委員提案の最初のもので、従事者で、職業がくっついている従事者と、くっついていない従事者があるという問題提起があるのですが、この点はいかがでしょう。

これは西澤専門委員の御提案を読むと、職業というのを全部つけたらいいのじゃないかというふうにも読めるんですけど、ただ、そうすると、労務職業従事者とかいうことになって、それもどうかなというふうに思うんですが、むしろ、今、職業とついているものを、例えば業務というような形に書きかえれば、管理的職業従事者でなく、管理的業務従事者となって、その方が何となくほかの従事者と並んでいる感じもするかなという気もするんですが、いかがでしょう。

野村委員 資料1-2のところに、具体的な修正案と諮問案が並べて出ているんだと思います。特にGでしょうか。農林漁業作業者が農林漁業従事者になると、今度はもうほとんどそれは産業に

農林漁業で働いている従事者というような形、ほとんど産業の方のイメージに近くなって、ほかのものは、労務作業者が労務従事者になると、やや耳慣れない感じもしますが、まあいいかなという気もしますが、大分類Gというのは問題があるかなと思います。

そういう意味では、一つには、作業をそのまま残して作業従事者というふうにする。もし人で統一するのであればです。

西澤専門委員の書かれているように、前回のときもほぼ半々というか、人で統一しろという話をされたのは部会長で、あとほかのは職の方をもう少し大分類ぐらいは適用したらどうだという話であったと、私は認識していますけども、その部分がどういうふうに解決したのかは理解していませんが、今回のものでも少し問題があるかなと思います。

大守部会長 私の理解は、最終的には人の名前ではしょうがないのではないかという意見の方が強かったというふうに思っています。これを仕事に戻すということであれば、戻してもいいんですが、そうするとまたワンセット案を作ることになります。

そうすると業務になるのですか。管理的業務、専門技術的業務と。業務にすると、人を位置付けるという表をつくったときに悩ましい問題がありますね。最終的に人を表章したときに、両立てでいくという考え方もなくはないですけど。

舟岡委員 私は先ほどの部会長の御意見のように、管理的職業とか専門的・技術的職業について、職業を業務に変えて、横並びに比較可能なようにした方がいいかなと思います。すべてに職業とつけますと、労務職業とか、生産工程職業のように、ちょっとなじみが悪くなるなという感じを持ちます。

大守部会長 そのときに、今、野村委員が御指摘になった農林漁業従事者というのは、これは産業と同じではないかと。

舟岡委員 実際に、この職業は特別扱いで、農林漁業の産業に従事している人だけをひとまとまりにしています。農林漁業でほかのサービスに関係するような業務が行われていたとしても、農林漁業は、かなり、産業に固有の技能なり、いろんな働き方があるということで、これをひとまとめにしているところがあります。これを変えろということになりますと、その分類の中身を一から見直すことになると思います。

岡本専門委員 職業分類というふうになっているので、大分類の何とか職業というふうに入っていた方がいいのではないかなと思うんです。そうするとC、Dのように、職業が入っていないものがあるわけですけど、事務従事者というのと事務的職業従事者、事務職業従事者どちらがいいか。

舟岡委員 H、I、Jはどうしますか。

大守部会長 そこが悩ましいですね。

岡本専門委員 長くなりますね。農林漁業の職業従事者、生産工程の職業従事者というふうについていくと、従事者を無理して入れる必要もないかなと。

野村委員 1点確認したいんですけど、部会長がおっしゃった話で、例えば国勢調査とかで実際に大分類の人数を出しましょうとしたときには、仮に何かの職業なり作業という形で名詞として区切られている職業分類があったとして、今度統計として出すときには、そこに実際に適用するの

は人であるということで、中で何々者と、名称は国勢調査上は変えるということは許されているのでしょうか。あるいは名称そのものも、統計の表章として、変えてはいけないのでしょうか。分類上は我々が今ここで議論をしているのでしょうか、実際の統計表において、大分類の数字を出すときの名称です。

大守部会長 常識的には変えないでしょうね。変えるとすると、適用範囲を超えることで、絶対変えないとかでなくて、それなりの手続きがあって、かつ利用者の誤解を防ぐために注か何かをつけて、これは、標準職業分類の何と同じであるとか、そういうような注は当然必要になってくると思います。

原専門委員 私も議論の前提として1点確認しておきたいんですが、何々者という人をあらわす言葉で統一するということは、理解しているんですが、作業員という表現を残してはいけないのでしょうか。必ずしも無理に全部従事者にするよりも、例えばHとかIなどは、作業員のままの方がよいかと思います。従事者と作業員がミックスした表現になっているというのは、まずいのでしょうか。

大守部会長 私はそれは、比較的形式的な観点から、特段の理由があれば、使い分けをしていいと思いますけれど、それほど大きな理由はないのではないかなと思います。特段の理由という御意見があれば、勿論議論をしたらいいと思いますが、いかがですか。

原専門委員 特段の理由というわけではないのですが、例えばCとかDとか、AとBと同じように事務的職業、販売的職業従事者とした方が自然だと思うのですが、例えばK、I、Jですか。無理に何々業務従事者とか、職業従事者とか長くするよりも、このまま作業員の方が簡潔でわかりやすいかなと思ったので、ちょっとその点について質問させていただきました。

大守部会長 作業員と従事者を取りかえるのであれば、別にどちらが簡潔ということではないと思います。もし職業という言葉を使うのであれば、職業フルストップの方がいいのではないのでしょうか。つまり管理的職業、専門的・技術的職業。ただ、そういう感じでは下の方へ行くと、なかなか苦しくなっちゃうので。

原専門委員 職業ということでフルストップするというふうな提案ではなくて、CとかDについては、岡本専門委員の御提案のように、事務的職業従事者、販売的職業従事者というように、少々長くなっても何々の職業というのを補った方がわかりやすいかなとも思ったんですが、下の方については無理に何々の職業とか何々の業務というのは、ちょっと長くなるので、作業員のままという案もあるのかなと思って質問いたしました。

舟岡委員 よろしいでしょうか。事務は業務そのものをあらわしますね。管理とか専門や技術というと、これは業務をあらわさないの、「の」という意味の「的」を入れて職業名称にするか、業務にするかということですね。だから業務を全部入れるということではない。名称そのものが業務をあらわしているものについては、あえて重ねて業務を入れる必要はないと思います。

労務業務従事者というのも、ちょっと意味をなさないのと同じように、事務についても事務業務というのも変ですね。

原専門委員 「的」が入ればいいかなと。

舟岡委員 だから「的」と入れると、事務の業務という重ねる言葉になるでしょう。事務そのものが業務をあらわすだろうと思います。

原専門委員 保安も業務なんですね。農林漁業だけが産業名になってしまっているということですね。

舟岡委員 これもそういう分類になっていますね。例えば、漁労船で船を運転する人、あるいは機関士、大きな船だと船長、これらは船舶運航の方に入れるか入れないかという議論があったときに、やはり専門的な知識なりスキルが必要なベースを成すということで、農林漁業従事者に入れている。そこだけがやや全体のコンセプトと異なる分類の構成になっています。

そこまでがらごとく変えるということに踏み切るなら、また別の考え方があり得ると思います。

大守部会長 それとはちょっと別に、Iというのは、輸送・機械運転になっているんですね。短くするというので。

事務局（曾田統計審査官） そのようにしようかと。

岡本専門委員 その場合は輸送機械運転と機械運転。

事務局（曾田統計審査官） 輸送の場合に、車掌さんとか実際に運転していない人も、ここは入っているので、ちょっと表現があれなのかもしれない。輸送の従事者と機械運転の従事者。

大守部会長 ですから輸送・機械。

岡本専門委員 輸送の方はいいんですけども、機械運転というのが、工場労働者で機械を操作する人と、名称が紛らわしくないかという。

大守部会長 その問題はあるので、後で出てきます大分類ではその定義のところ、それはしっかりと書く。ただ、名前にそこまで入れると、非工場機械とかという用語も考えたんですが、ちょっと何か余り短くしたことにならないということ。

この大分類の名前は、やはりワンセットで考えないといけないと思います。個別に見ると、私自身も含めて不満が残るところがいろいろあるんですけど、セットで見たときの不満を一番小さくするという意味では、従事者という名前をつけて職業を業務に変える。農林業については、実態としての産業という仕分けになっているので、農林漁業従事者を残すという今の案なのですが、それでいかがでしょうか。

西澤専門委員 この職業分類では、単位というのは、対象としているのは仕事ということですよ。定義のところ、職業とは個人が行う仕事と定義していますから、そこに部会長がおっしゃいましたような業務という考え方を持ち込んでいきますと、業務というのは個人がやる仕事ではありませんけれど、事業所側が一定の範囲を決めて、そこで仕事のくくりをつくっているかだと思いますので、一般原則第1項の定義と業務という言葉は、そぐわないのではないかと思います。

大守部会長 ちょっとおっしゃる意味が、余りよくわからないのですが。

西澤専門委員 つまり分類項目は、これが個人に適用します。個人がどんな仕事をしているかを、それで把握しますということですけども、業務という言葉は、事業所側が雇用者各人に対して、あるいは自営業者もそうですけれども、どこまでの範囲をやっているかというのは、それは事業所

によって少しずつ範囲が違ってきますので、例えば営業所の仕事といっても、標準職業分類で決める営業の仕事の区分とそれから事業所によって決めるような、業務としての営業の仕事というのは、また違って来るかと思えますので。

大守部会長 それはすべてそうなんじゃないですか。つまり標準職業分類というのは、典型的な仕事のリストであって、個人が与えられている仕事が、それとずれるということは当然あるわけです。だから格付けを議論をしているわけで。そのこと自体は普遍的に分けてあると思うのですが、特に業務という言葉を使うということの障害にならないのではないのでしょうか。特に管理的業務というのは、一般的な言葉だと思えますが。

西澤専門委員 私の個人的な感覚としては、業務というのは、事業者側が決める仕事の範囲というふうに感じられますので、第1項の定義に書いてあるような、個人が遂行する仕事と、そこに重点を当てるような定義の仕方と、それから業務といって事業者側が仕事の範囲を決めるというような感じの意味合いの言葉を両方併用するというのは、何となくまずいんじゃないのかなと、ちょっと思っただけです。

原専門委員 私も西澤専門委員と同じ意見で、自営業主の方も含まれるので、業務という表現よりも、職業のままの方がよろしいのではないかというふうに思いました。

大守部会長 今のままということですか。この案のままということですか。

原専門委員 はい。職業という表現の方がよろしいかと思っています。

大守部会長 そうすると、また最初の西澤専門委員の議論に戻ってしまいますが、職業を残したままでいいですか。あるものには職業がついていて、あるものには職業がついていない。

西澤専門委員 結論的に言えば、先ほど部会長がおっしゃいましたように、それぞれの委員の方が納得できない点もあるけれども、その納得できない点を最小に収める件で、何とかまとめなければいけない。その点が現在の修正案。

大守部会長 セットとしてつくらなくてはいけないわけです。ワンセットとしてつくらなければいけないということなので、若干、割が悪いのも出てくるわけですね。あるいは本当にばらばらになってしまうかということなので。

では、職業を残しましょうか。Iは先ほど申し上げたような形で変える。農林漁業はこのままだと。したがって今ご覧いただいている資料1-2の表紙に書いてあるほとんどそのままですね。Iだけさっきのような形で変えるということにしたいと思えます。

そのほか、時間も大分押してしまいました。

カウンセリングはいいですね。

総合事務員の場所はどうしましょうか。これは事務局、何か御意見はありますか。

事務局（曾田統計審査官） できれば御指摘のように、一番最後の方に持っていくようにいたしたいと思えます。

大守部会長 そうですね。では、そうしましょう。それから、仲買人、売買人の指摘はいかがでしょうか。

事務局（曾田統計審査官） 御指摘はそれでわかるのと、項目名が2つの概念を並立して「・」

で続いているときに、説明文が個々について説明している場合と、個々について説明していない場合があるのは、確かにそのとおりなのですが、それとここで出されている、指摘されているような仲介と売買を一緒にやっているような場合はどうするんですかと。これはそこしか該当しないので、職業の決定の場合はそこになるしかないと思うのですが。

大守部会長 そうすると、不動産のところは書き分けるということでもいいのではないかとこういう御意見ですね。

事務局（曾田統計審査官） できるだけ統一したようなというのはあるかと思いますが、できるだけはと思いますけれども。

大守部会長 よろしいですか。さっきの個人事業主の扱いを除くと、大体決着したと思いますが、いかがですか。他にまだ。

野村委員 質問なんですけど、資料2の課題3でしょうか。資料2の2ページ目、課題3なんですけど、見習人の話ですけれども、見習人が資格を有していなければ同じ職業とせず、対応3の下の方ですが、資格を有していなければ同じ職業とせず、内容に応じた職業に位置付けると書かれているわけですが、その内容に応じた職業、仕事の内容で分類するなら、本来の概念に合っているわけですが、内容に応じた職業、仕事の内容で分類するならば、本来の概念に合っているわけですが、内容に応じた職業とすると、それは見習う職業のことをいっているのではないかと、普通には思うのではないかとと思うんですが、それはここではむしろ職業の内容ではなくて、資格の有無によって格付けるというように、本来言いたいことなのか。

私はこれを最初に読んだときに、なるほどなと思ったんですが、今、改めて見たら、逆の意味を言っていたということでちょっと驚いた感じがあったんですが、もともとのときとはです。今はあれですが。

そういう意味では、思っていたんですが、資格をここまで強調しているというのは、私の知る限り、前のアメリカの事例がありましたが、ほかにもあるんでしょうか。ここまで資格の有無によって分けているということ、厳格にされるということは。

事務局（曾田統計審査官） わかりにくい表現というのは、わかるようにしたいと思います。ただ、外国の場合は、分類項目と資格というものが本当にリンクしているかどうかということまでちょっと確認できていないので、日本の場合で、例えばお医者さんがいると。お医者さんの見習いというのがいたとしても、それは絶対にお医者さんの格付けにはならない。恐らくそういう人がやっていることは、お医者さんの医療行為の補助でしょうと。ガーゼを出したりとか。

野村委員 補助であれば補助作業の方になるわけですね。例えば会計士ではない会計士補みたいなものですね。

大守部会長 確かにこの表現は不十分だと思います。資格を有していない場合というのは、この資格を有している人と同じところには格付けないということを言いたいわけですね。当然といえば当然ですけど。それを分類の要件にしてしまっているわけですから。

ではどこに格付けるかという、それは内容に応じて格付けるのだということですね。

事務局（曾田統計審査官） 例えば、業務独占だったりすると、税理士さんのように税務手続きというの、税理士の資格がないとできないとかであれば、幾ら似たようなことをしていたとし

ても、それは実際にやっている事務的職業とかそういうところに持っていくしかないというつもりで書いたんですが。資格と分類項目がリンクしていても、業務独占的なほど強くないのであれば、似ているようなことはあるかもしれない。ここに書いてあるのが、ただ単に資格と分類項目がリンクしているというだけではなくて、業務独占、もしくは名称独占的なかなり強いものを持っている資格。

野村委員 会計士は完全にそうですね。

西澤専門委員 会計士の話ですけど、分類項目の中には公認会計士というのがありますけれど、あそこの定義を見ると、公認会計士という免許を有してというその言葉がないんです。ですから、そこは公認会計士ではなくて、その見習いの会計士補もそこに入れることになってしまいます。

野村委員 入るべきだと私は思っているんですけど、この基準でいえば、入らないということをお求めているんですか。

事務局（曾田統計審査官） ここでは入れて構わない。公認会計士というのが独占でなければ。資格は法律で読んでいったときに、免許と書いてあるものもあれば、公認会計士というのを持っていないと、いろんな法律上の手続きができないかというほど、強い資格ではなくて、会社の方の決算とかで、できれば公認会計士の監査が必要だとかということはあるんですが、何かの仕事において、公認会計士が必ずいなければいけないという強い資格ではないんです。

医療行為は、お医者さんでなければやってはいけませんけれども、たしか、これは公認会計士でないとやってはいけないという資格ではないんです。

野村委員 税理士は先ほど事例としては、むしろ独占的であるというお話を。

事務局（曾田統計審査官） 税務上の手続きとか申請は税理士でないといけない。弁護士ができるとか、そういう特例はありますけれども。

野村委員 公認会計士でもいいわけですね。

事務局（曾田統計審査官） 公認会計士でも。

大守部会長 ここは、後で一般原則の中でも出てきますけれども、一般原則全体が原則なんです。更に「原則として」とちょっとつけたのです。これはやはり考え方はこういう考え方で通しています。ただ、個別の資格について、それが独占かどうかというのは、法律の書き方もきちんと白か黒かとなっているわけではないので、原則としてはこうだということでもいいのではないかと思うのですが。

よろしければ、先に進めたいと思います。今度は一般原則ですね。

事務局からお願いします。

事務局（曾田統計審査官） 席上配布資料の と も合わせてご覧いただければと思います。

一般原則の方は、前回ある程度整理をしていただいて、最初のところから、職業の定義というところで、「個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とする」ということです。

仕事の定義ということで、次の報酬ということをお労働の対価という形で定義していこうかと思えます。

2 ページに行ってくださいと、「第 2 項 分類の適用と基準」というところで、「分類の基準

は、次の焦点から見て仕事の内容の類似性である」という形で整理した上で、以下の6つの基準をここで書いたということです。

第2項の最後のところで、この職業分類は「独立に設けられる。したがって人に対し、その仕事を通じて本分類を適用する場合には、統計調査等ごとに仕事の対象期間」ということで、具体的にどの仕事とするかというのは、その調査に依存するということになるということです。

第3項はいいんですが、第4項の「職業の決定方法」の4ページの最後のところで、大分類、前回はある程度グルーピング化したもので書いてあったかと思いますが、今回はそこを全部順序をつけて書き上げたということ。

あと労務的作業というのが下から3番目にあったのを、輸送の前のところに持ってきたということです。

今回は、いろいろ管理的職業のところの大分類の定義のところ「専ら」を取るということで、いろいろな大分類の定義からずれてくるところというのは、例外的な形で一般原則のところ記述しておくのかなということから、6ページ「5. 管理適職業従事者の扱いの特例」という形でそこに載せています。

これは先ほどの管理的職業従事者のところの大分類の例外として、ただし書き以降のところ書いてあるものをこのところで書いたということでございます。

それから、あと例外という意味では、4ページの真ん中ぐらい、就業時間の長いものをもって分類するというところの例外として、大学における研究者ということで、教育を行っていれば教育の方、大学教員として位置付けるということで、例外として入れているということが、前回から変わったところです。

以上です。

大守部会長 ありがとうございます。

前回から変えたところを中心に御説明いただきました。前回、必ずしもほかのところについて十分に審議できていない可能性もありますので、それも含めて御議論をいただければと思います。

それから、私はこの案を見て出してもらったのですが、その後で1点ちょっと考え直した方がいいかなというところがあります。是非、皆さん方の御意見をいただきたいのですが。

最後に事務局から御説明があった4ページの大学の扱いです。一般原則は、就業時間の長い、一つの事業所でやっている場合に長い方とするのだと。しかし、大学については、ちょっとでも教えていけば教員なのだ。これは、国際基準もそういう考え方を採っているのです。これに関して、二つありまして、一つはちょっとでも教えているというのは、概念的には非常にはっきりしているんですけども、実際に国勢調査などで、ワーカブルな線引きになっているか、現実的な線引きになっているかどうかということが一つ。

それからもう一つは、今日、実は竹内委員長にこんな方向ですということの説明したのですが、彼の御指摘も踏まえてちょっと考え直した方がいいかなと思っているんですが、最近、研究所での教授、全然教えていない教授というのがかなり増えていて、そういう人たちを教員というふうにみなすというのはどうか。全然でなくても、少し大学院で週1時間とか教えているような、

しかしほとんど研究をしているような人たちというのは、研究に位置付けるべきではないかという問題提起もありました。

もしそういう方向で見直すとする、オプションが二つあって、一つは一般原則に戻って、どちらの時間が多いかというところに戻るとのこと。

ただ、大学の先生ですから、どっちがどっちとも、なかなかうまく分け切れないところがあると思いますので、比較的、現実的なもう一つのやり方としては、大学で研究所といわれているようなところに属している人たちは、これは主に研究をやっているということで、研究者の方に格付けるというオプションもあるのかなというふうに思っています。

ここに書いてある案も案としては、勿論あるわけですが、その辺について皆様方の御意見を伺いたいと思っているのですが、ほかの点も含めて、いかがでしょうか。

総務省統計局 すみません。総務省ですが、よろしいでしょうか。

4ページの職業の決定方法に関してなんですが、二点、意見を言わせていただきたいと思います。

まず、1(1)二つ以上の勤務先で、異なった仕事をしている場合ですが、ここでは報酬がまず一番最初ということになるようにしているわけですが、そもそも本業というのを、まず報酬で考えていいのかというところがあります。

例えば本職を行っていて副業的にアルバイト的に他の仕事を少し行っているというものの中でも、報酬がかなり高いようなものもあります。例えばゲームソフトの開発みたいなものを行っている場合とか、それから会計士、税理士などの業務もある意味本業のほかにちょっと一部分アルバイト的なものを行っている場合とかがあり得るのではないかと考えています。

そういう場合、報酬の多さでそちらの方のゲームソフトの開発になったり、会計士、税理士の方になるのが本来本当にいいのかという問題があります。

それと国調などで、例えば1週間の仕事と区切って行った場合には、その1週間の範囲の報酬をとらえることは、その1週間の範囲でどちらか報酬が多いかを決めるのは、なかなか難しいと思います。1か月単位で大体給料はもらっている場合が多いですので、1週間の範囲でどちらが報酬が多いかという判断はなかなかできないのではないかと考えています。

やはり就業時間の一番長い方で決めるのが、本業を決める際、それから例えば少し区切った範囲で決める際には、より良いのではないかと考えております。それが一点目です。

それから二点目は、(2)一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合というところですが、(ア)二つの大分類にまたがる場合の話で、ここで「財・サービスの生産に直接かかわる大分類を優先するという観点から」と書いてありまして、その中でサービス職業、保安職業の方が、生産工程従事者よりも上に来ているというのは、ちょっと違和感があります。順番から言えば、やはり生産工程の方が先で、その後サービス職業、保安職業なのではないかと感じております。

以上二点です。

大守部会長 ありがとうございます。

では私から。これは今までずっと議論をしていたわけで、報酬の最も多い仕事ではなく、本業と

という言葉が使われましたけど、本業が何かというのは、これは決め手のない議論になってしまうと思うのです。それで、専門性の高い仕事の方が高い報酬を得るといふふうに考えられると思いますので、この間、詳しく議論をしましたがけれども、問題は時間基準と報酬基準が違ったときの問題ですね。違ったときはどういう状況が起きているかということ、割の悪い仕事と、短時間だけれども時間当たり報酬の高い仕事をやっているということになるわけですね。

そういう場合にどちらを考えるかということがポイントなわけです。そのときに、常識的に考えると、割が悪くて、長時間やっている方の仕事は、従属的な位置付けと考えられるのではないかとということで、報酬にした方がいいのではないかとということになったわけです。

それから、1週間とか期限を区切ってという、その期限の中の報酬を問題にしているのではありません。であるからこそ議論をして、「報酬を伴う又は報酬を目的とする」という表現にしたわけですがけれども、その区切った期限だけを狭く聞いているわけではないということで、報酬を基準に考えていただければいいという整理をしているわけです。

二つ目の点ですが、これは、最初にグループで産業を並べるといふことで並べていたわけです。それを御指摘に応じて、グループにしても直列に書いても、結局本質的に違いはないのではないかとということで、縦に並べたわけです。なぜこの順番になっているかということ、並べるのだったら、グループの中をアルファベット順に並べるといふだけの理由ですから、ここは別にKより上のところを、どういう順番で並べても構わないと思いますが、ただ多少の論理をアルファベット順に付すのであれば、若干の理由付けは必要ではないかなと思いますが、その程度だと思います。

今の点でも結構ですし、ほかの点でも結構ですが、いかがですか。

総務省統計局 すみません。先ほどの部会長の説明で、1週間とか期限を区切った場合の御説明が、若干理解ができていないのですが。

そうすると、例えばその範囲で決めるときに、何を基準でという話になるんでしょうか。

大守部会長 本人が、報酬を基準にして考えて、どちらが多いと考えているかということに、最終的にはなるのではないででしょうか。

総務省統計局 でも、なかなかわからないと思いますが。

大守部会長 1週間でなくもっと期限を長くしても、今年働いた仕事の成果が来年報酬としてもらえることもあると思いますが、何を基準に考えるかと言われたときに、時間ではなく報酬だという原則をはっきりさせておくことが大事だと思うんです。

総務省統計局 例えば前回配られた国調の「記入の仕方」というのがあります。そこには仕事の内容を書いてもらうところに、「二つ以上の事業所で仕事をしている場合には」というのがあります。そのときには仕事の時間が長い方でやってくださいと。そう書いてあるのは、わかりやすいからなんです。その期間にどちらを長くやったかというのは、おのずとすぐわかると。

それに対して報酬で期間を考えるときには、どちらを書いてもらうかというのが、非常に説明しづらいと。理解をしてもらいづらいということで、なかなか書きづらいということなんです。報酬で分けてくださいと考えることは、報酬の多い方を書いてくださいとここに書くことができます。

大守部会長 報酬を基準に考えてくださいというような表現を、私は想定したのですが。

総務省統計局 そこは、書く人が具体的にはなかなか判断できづらい。

大守部会長 ですから、それによりがたい場合の対応も一般原則にはというのもあるわけです。

総務省統計局 よりがたいというのを、前面に最初にここに書いて良いものでしょうか。

大守部会長 ですからそれによりがたい場合というのも、一般原則の中に用意しているわけです。それは時間になるわけですね。

総務省統計局 そうすると、それをずっと長く書くということですか。

大守部会長 いえ、それは報酬を基準に考えてくださいということで、それで書けないという御指摘があれば、時間に落ちてくるということだと思います。

総務省統計局 時間に落ちてきて、時間の方で書いても構わないという。

大守部会長 そうですね。よりがたい場合はです。

今、国勢調査の話が出ました。私がちよっと気になっているのは、国勢調査では、今日は明示的に説明しません。この間議論をしたところですが、仕事の期間についてどういうふうを考えておられるのですか。一般原則をこういうふう決めるとなると、具体的に定式化する必要があると思うのですが、その点は、ついでで恐縮ですが、どんなふうにお考えになっていますか。

総務省統計局 国勢調査の場合の仕事の内容の書き方ですか。

大守部会長 そうです。期間とか時点とか。

事務局（曾田統計審査官） いつの仕事か。

総務省統計局 1週間の範囲の仕事ですが、いつからいつまでという、日にちを区切って1週間の範囲の仕事を書いてくださいという書き方。

大守部会長 それは記入の調査票に書いてありますか。

総務省統計局 調査票に書いてあるんですね。何日から何日までの。

大守部会長 私は書いていなかったように思ったので、それを心配したのです。

総務省統計局 それは、調査票では実際には。

大守部会長 今書いていなくても、書いていただければ結構です。

野村委員 その時点に仕事をしている人間しか書かないような調査票になっていますので、usualな状況を書くような調査票ではないですね。

総務省統計局 そもそもそうですね。その期間の話、その1週間時点のことを、全体的な調査票すべてについて書いてくださいという書き方です。

野村委員 その時点で仕事していないと、本当は職業分類を書かなくてもいいみたいなことになっています。それはそれでまたおかしいんじゃないかと思っているんですけど。

ただ国勢調査の話をしていてもしょうがなく、やはり分類としましては、珍しく、前回のときに意見が統一しているかなと私が思っていたのは、やはり時間原則か報酬原則か、そういうものがどちらがいいかという話は、統計調査の目的によると。分類としては、それは一義に決められないんじゃないかということが、ある程度委員の中で統一していた見解なのかなと、前回認識していたのですが。

そういう意味ではこの第4項のあり方というのは、難しいなと思うんですが、ここまでかなり具

体的に書こうと思って、いろいろと事務局の方で考えられたアイデアなんだと思うんですが、少し違う方向性といえますか、もう少し逆に簡素な方向に。

本来考えるべきは、スキルとの対応なんじゃないか。国際標準分類でも基本的には、I S A Dをやるかどうかは別として、そちらの方で選ぶということなんでしょうから、基本的にはここまで具体化する必要があるのかなと。第4項のあり方なんですけど。

大守部会長 私は、特定の統計調査を取り上げた場合には、はっきりしていないと困ると思います。だから結局オプションが2つあって、ここで一般原則のところを踏み込んで書くか。あるいは個別の統計調査等にゆだねるかだと思うのです。あるいは一応ここで決めておいて、適用原則のところ、第4項の適用については誤解がないようにすれば、それぞれの調査で決めていいというような書き方もできるかもしれませんが。

それは皆さん、どうお考えですか。

野村委員 それでは少し話を変えて、第1項のところをお伺いしたいのですが、これを改めて読んでみると、少し読みづらくなった部分もあるかなと思うところがあります。

概念的に、正確に書こうとした第一報のままでもとまったのかなという感じもするんですが。「ここで言う仕事とは、一人の人間が遂行する、『ひとまとまりの任務や作業』(以下、作業という)をいう」と。作業とっておいて、その作業という言葉を使っているのかな。Task なんでしょうけれど、どういう形で使うのかなと思って下を見ていきますと、検索をした限り、作業というのは次のページのこれを職業としない。例えば(1)家庭菜園の作業というふうな、違う意味のところなんですけど、それはむしろ職業としない事例として使っているわけです。それ以外のところでは使ってはいないんです。

そういう意味で作業を使って、例えばスキルの概念もう一步踏み込むとか、スキルのレベルといましようか、そういうような形につながるのであれば意味があるのでしょうか、必要以上に少し難しくしているかなと。

大守部会長 そうですね。では、「以下、作業という」というのは、要りませんから取ることにしましょう。

その前に野村委員が御指摘になった、もうちょっと大きな問題については、皆様方の意見はどうでしょうか。

舟岡委員 これまでずっと議論してきたことでもあり、そして第1項で、職業とは「報酬を伴うか又は報酬を目的とする」として、報酬と密接不可分のものであって、報酬を伴わないボランティア等の活動は、含まないこととなっています。そこからしますと、時間よりも報酬の最も多い仕事によるのが、自然だろうと私は思います。

国調の実務等で、報酬が多いか少ないかについての報酬は、本当に1週間の報酬かどうかということではないと思うんです。国調では1週間に従事している仕事について書いてもらうことは、たしかです。それはアクチュアルベースでとらえていますから。

では、その仕事は、通常どれぐらいの報酬を伴うかは、ある程度年齢で置き換えられるような時間単価を頭に入れていて、時間数で捉えているのではないのでしょうか。

たまたま、その1週間に働く時間が少なかったから、報酬が少ない。それだったら時間の場合でもおかしいことになりますね。2つの職業についている場合、たまたまその週には主業と目される業務の就業時間数が少なかったから、主たる職業から外れるのかということ、記入者の立場からすると、きっとそうではないと思います。

大守部会長 他にいかがですか。

さっきの教員の話も、是非御議論いただきたい。

舟岡委員 教員について、ついでに言いますと、やはりここに書かれているように、研究機関の者だったらすべて研究者に分類するのが適当でないケースが多々あります。具体例を挙げると、一橋の経済研究所は大学院教育の一翼を担っています。統数研もかつては教えていっていませんでしたが、総合研究大学院大学になって、教える業務が加わってきて、教育機関としてのイメージで今ではとらえています。やはり教育という義務が課されている大学教員とそういう義務が課されていない者を、それぞれ大学教員と研究者に区分するのが適当ではないかと私は思います。

大守部会長 ということは、今日出ているこの案ということですね。

舟岡委員 その方が紛れがないだろうと思います。研究所を基準としますと、いろんなケースがあり過ぎて、かえって危ないかなという気がします。

大守部会長 他にいかがですか。

岡本専門委員 優先順位に関しては、1つの考え方は、それぞれの調査に任せてしまうということですが、調査によっては別の基準を採用するというのを許すとしても、一般的な優先順位はつけておいた方がいいのだろうと思います。

その場合に何がということですが、一応、2つ以上の場合は報酬でいいかなという気がします。

国調はアクチュアルベースということなんですか、従業上の地位とか、働いている、働いていないかの判断は、アクチュアルベースでできるわけですが、職業に関しては、余りアクチュアルベースを厳密に適用するのは難しいのではないかというふうに思いまして、この暫定案のような格好でいいのではないかと思います。

それから大学に属する研究者ですが、研究所は学生がいるところといないところとあるので、そこがもうまく分かれるのであれば、学生がいない研究所は研究者にしてもいいのかなと思います。そこがうまく分かれるか、ちょっと疑問もあります。

大守部会長 ありがとうございます。

それでは、今、原則の適用の話もあったので、とりあえず先の適用基準に進みたいと思います。

事務局(曾田統計審査官) 席上配布資料ではなくて、本体資料3「日本標準職業分類の適用範囲について」ということです。

まず最初に産業分類のところの事例に書いてあります。前回口頭で足早に話したことなんですが、今回分類表というものを決めていただくわけですが、基本的にそれに従って集計してもらうのが一番いいと。

例えば工業統計調査というのがありますが、これは製造業しか調べていない。こういったものは、今回の分類表の中のある一部だけを使う。もしくは例えば標本、サンプル調査でやる場合に、中分

類とか小分類のところでも格付けできないということがあれば、大分類だけを使う。そういった部分を使うということは、問題ないでしょうと。

産業分類の場合に細分類という、小分類の下の分類があるのですが、その下に調査実施者が細々分類をつくるというのは特に問題はないということです。

ただ、分類項目を併合するか細分化するときに、どの程度まで許すかということが、問題になります。実際には認められた範囲を超えたような変更をしてしまうと、統計法によるところの統計基準を使っているとはみなされなくなるということで、そのときには基幹統計調査とか一般統計調査のときでも、実施計画の審査において、総務大臣が行う審査なので、そのときに了承が必要であるということになるということが背景としてあります。

産業分類のときに一定範囲の変更というのは、どこまでいっているかということなんですが、大分類レベルでは、分類項目の併合と分割はしていけない。中分類であれば、同じ大分類項目の中で中分類項目の併合とか、もしくは中分類を包摂、小分類単位で中分類を分けることは構わない。あと小分類、細分類に対しても同じようなことです。

ただ、細分化と合併というのを繰り返していきまると、もとの形とは違う分類表ができてしまうという可能性もあるので、同じ箇所に細分化と合併を行ってはいけない、併合を行ってはいけないということが、産業分類のときの考え方です。

前回、職業分類についても同じような考え方ではないかということで、ここに書いておりますが、産業分類のときには官報に載せました文章というのが、(1)に書いておりますが、「大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、または直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる」ということで、ちょっと難しいのではないかとということで、少し平易に書いてはどうかということで、上半分のところの意図を入れて、このようにしたらどうかというのが、下の「(2)改正案」というところでございます。

「日本標準職業分類の分類表に関して、以下の範囲内の使用は、日本標準職業分類の適用の範囲内とする。」そこまで変えてもそれは標準分類だという形です。それは一部を使用すること。小分類以下の項目に細分類を設けるのは自由だということ。中分類項目については、小分類単位で分割して、新たな中分類項目をつくることはいいと。それから、中分類項目を集約することもいいと。小分類項目についても同じと。

「ただし、同一の分類項目に関して、新設及び集約化を同時に行わない」という表現でどうでしょうかということでございます。

以上です。

大守部会長 ありがとうございます。

今の点等を含めて、この一般原則を統計基準の中を含めた方がいいのではないかとと思うんですが、含めたとした場合に、先ほどの議論もあるので、一般原則の方の適用基準というの一言書いておいた方がいいのではないかと。これは一般原則に従わない使い方を考えている場合には、了承が必要であるというようなことも入れておいたらいいのではないかとと思いますが、その点も含めて御意見をいただければと思います。

舟岡委員 よろしいでしょうか。

統計基準としてどこまでその範囲を設定するかについてですが、一般原則と記されている中には、2つの原則があります。分類体系を作成するための基準と適用する際の原則の2つです。適用する際の原則について、統計基準で使用を義務づけることになりますと、その適用の原則を勝手に解釈したり、ゆがめて使うことは許されません。

それを行うと、利用者にとって異なる統計を比較対照して使うことができなくなる。そういう支障がないように、統計基準が置かれています。

ところで、一般原則における作成のための基準は、分類体系ができ上がった段階で、実は既に役割が終わっています。そこまで統計基準として記述するということになりますと、かなり微妙な問題も出てきます。分類体系のどの部分にどういう原則をどういう基準で適用したのかについて明快に回答できるかという、なかなか難しいところがあります。そこまで明快にできないものは基準とする意味があるのかどうか。

ただし、絶対に必要なのは、適用についての原則なり基準です。これは統計基準として、明快に示さなければいけないと思います。

本来ならば説明書きとか内容例示についても、本来それに従う必要があり、その意味で、統計基準に含めてしかるべきかもしれません。別表などで記載しておく方が良いのですが、そこについては必要に応じてあり得るとすると、実際と記述が、違ってしまうこともあって、いろいろ考えなければいけないところもあるかと思えます。

大守部会長 ありがとうございます。他にいかがですか。

今の舟岡委員の御指摘は、そのとおりだと思うのですが、いわば作った後の説明になっている部分と、それから適用に関して要求している部分があると思います。でも説明になっている部分は、適用範囲の中に入れておいても、実害は余りないと。これは説明なので、抵触する、しないというふうにはならないので、今のお話を聞きながら、2つに分ける案もちょっと考えてみたのですが、2つに分けると種類が増える。

ですから、適用に当たっては、「一般原則で掲げられた適用の仕方をする」というぐらいの文言を入れておけば、説明の部分は、あれは説明だからというふうに言えるので、そんな文言で解決するのが現実的かなと思います。

舟岡委員 その考え方だけ整理されていけば、いいかなと思います。

大守部会長 そうですね。

他にいかがですか。中身の問題もありますが。

野村委員 さっきの話。ちょっと可能性として聞きたいんですが。仮に例えば就業時間の統計をつくりましょと、そういうのが必要になってくる。職業を詳細に知りたいとなると思うんですが、そのときには名前を、分類そのものは体系は何も変えません。だけど名称、何々従事者を少し変えるということは、可能なんですか。この表章上、この表現の問題。

大守部会長 これは事務局に答えていただければいいのですが、私はそれなりの手続きを踏めば、すべてのことは可能だと思いますが、どうでしょうか。

事務局（曾田統計審査官） 統計基準に従わないこともできるので、そこは了解されてしまうのですが、分類の項目名を変えないといけないという状況のほどのことが起こるのかしらというところは、疑問があるんですが。

野村委員 公表が何々時間という単位で出るものに対して、何々人、従業者と、ものとして出る場合、人ではないという統計が出てきたときです。

舟岡委員 こういことですか。例えば、 という仕事に何時間従事して、 という仕事には何時間従事したとして、その仕事単位で集計して、 という仕事に我が国では、何時間従事しているかという統計をつくる。

野村委員 Hours worked でとらえましょうと。

事務局（曾田統計審査官） それは職業分類ですかというひとつ疑問と、仕事の分類とは違うのではないですか。

舟岡委員 野村委員がおっしゃいましたが、産業分類における活動に該当しますね。アクティビティベースでどれぐらいの付加価値が生まれたかとか、そこにどれぐらいの人が従事しているかをとらえるものであって、それはやはり産業とはいわないでしょう。

大守部会長 一般原則のところを書いてありますけれども、職業分類の分類表自体は、仕事の分類だと思います。ですから、今おっしゃったような日本の仕事の内訳というのを時間単位ではかってみるときに、勿論適用し得るわけですが、このときに従事者というような表現が邪魔になるというのは、そのとおりだと思います。それはその場に応じて、適当に勿論しかるべきプロセスを踏んで直していただければいいと思いますが、ただ、何のためにこの典型的な仕事の分類表をつくったかという、第一義的には、職業を分類するためにつくっているということなので、それに使いやすいように、人の名前がついているということではないでしょうか。

舟岡委員 その場合ですと、複数の仕事に従事している場合の職業はもう存在しないことになります。仕事単位ですから。更に職業として、幾つかの類似の仕事をまとめ上げているものも、さらに細かく区別して、それぞれ分類として立てる必要がある。その意味で性格がちょっと違ってくるのかなという気はいたします。

大守部会長 そうですね。そういう意味では、職業分類を使うというよりは、流用するという、そういう位置付けになるんでしょうね。

野村委員 1人の人間が複数の職業を持っているということは、当然のことであるということで、今、始まっていているわけですね。そのときに2つの職業を一つに格付けるのであれば、2つの職業として hours worked としてとらえましょうというのは、将来的に十分あり得る姿でありますね。それになぜ職業分類を適用することが、何か違った分類の適用であるとか、ものになるのか、職業分類のまさに一番適用に近いものであって、その同意すらないのだとすれば、もともと名称を職業とすべきか、従業者とすべきかということで、ずっと議論をしてきましたが、hours worked との可能性を考えてもともとその話が始まっていたと思うんですが、その共有もなかった点が、少し私には驚きだったんですが。

大守部会長 何ですか、hours worked と。

野村委員 Hours worked でものをとらえる可能性がある。Number of person、number of worker でなく hour でとらえるという可能性がある。2つの職業を持っている人間をなぜ一つに格付けなければいけないのかといったときに、2つの職業を持っているんですから、2つを格付ければいいじゃないかということが十分あり得るわけです。それで統計をとらえましょうということが、可能性としてある。そのときに、仕事の内容に応じて職業を定義しましょうという適用は、何ら原則に矛盾するものではないと。

大守部会長 この職業分類自体は、私の理解は、個人を一つの職業に格付けということを念頭に置いてつくっているということだと思います。場合によっては、一般原則の1.のところをそういうふうにするときにはそうしましょうというふうに、含みを持たせて書いてもいいと思います。将来的に複数の職業をそのまま表章するような統計だってできていいわけで、あるいはおっしゃったように、労働時間という観点から、集計するということができいいわけです。

ですから人を一つの職業に格付けしようとする場合には、以下のようにやってくださいというふうに、修正案を考えてみたいと思います。その方が幅が広がると思います。

野村委員 そのような方向でもう決めるのでしたら、例えば第2項のところも修正がされて、「この職業分類は仕事を分類するが、同時に人に対してその仕事を通じて適用し、」とあるんですね。それが今まで職業と仕事の関係、あるいは人との適用という話の中で、やや逆に難しくなっちゃっているという感じがするんです。

であるならば、もとの姿の方がすっきりする。もし人に対してというものを前面に、まだ日本の分類の中で持ち出すのであればです。かつての「適用する単位を個人とし」という方が、表自身はすっきりとしますが、第2項です。

大守部会長 私は、むしろ今の方が、野村委員が御指摘になっているような、時間の分類とかそういうものに使えるという趣旨がはっきりすると思います。職業分類自体は仕事の分類なんです。ということをはっきりさせることの方が、野村委員がおっしゃっていることと対応しているんじゃないかと思います。

野村委員 本来その意志でこういうふうに変えられたんだろうなと思うのですが、ほかの実際のところでは、例えば従業者、大分類においても職業としないということできているんでしょうし、今の話においても、人を前提とするような議論だけを適用として議論をするのであれば、むしろ前の方がすっきりするのかなという気もするんですが、私自身は勿論職業分類そのものは、必ずしも人というのを前提に、一般原則であるべきではないと思いますけれども、ややわかりづらくなった。

大守部会長 それほどわかりづらいでしょうか。何で従事者という表現を用いているかということの説明しておく必要があるという程度の話なのだと思います。

もとの戻して。適用する単位を個人とすると、使い方が非常に厳しくなっちゃうわけです。

野村委員 では結構です。

大守部会長 他の点も含めていかがでしょうか。

そうしましたら、今いただいた指摘を踏まえて、またちょっと微修正というか、したいと思います。

大学のところは基本的に今の方向のままということですね。それからあとは何でしたか。

事務局（曾田統計審査官） 今の関係でよろしいですか。

これはやはり一般原則ということで、ある程度柔軟性を持って運用するということはあると思っ
てよろしいのでしょうか。例えば先ほど国勢調査で、報酬でというところがあって、国勢調査を
考えれば、就業時間の方がやりやすいかもしれないということがあった場合に、標準分類で基本的
な考え方は報酬をとってくる。それは仕事の定義が報酬、労働の対価としての報酬ということから
考えていくと。

ただ、それは調査によっては、それでやるのがなかなか調査の実施上、難しいということであれ
ば、就業時間でとる。例えば月末の1週間で判断する。アクチュアルにやっていくのであれば、そ
れは報酬を考えるより、1週間の就業時間でとった方が素直に1億2,000万人聞けるということ
であれば、当然それはアによりがたいのでイを使う。そういう解釈もできるということですか。

大守部会長 アによりがたいというのは、個別の場合、よりがたいというふうに読むのではない
でしょうか。ですから、これに従わないというときは、適用範囲を逸脱はするけれども、逸脱する
こと自体を禁止しているわけではないと。それなりの手続きを踏むという、そういう整理ではな
いでしょうか。

総務省統計局 それだと国勢調査の場合、かなり困るのではないかと思うのですが。いちいち調
査の度にある程度柔軟性を持って運用するということになるのでしょうか。

大守部会長 いえいえ、個別の統計調査等に当たって、手続きを踏むということですね。

総務省統計局 国勢調査をやる前に。

大守部会長 そうですね。ですから個別の案件について、手続きをとるということではなくて。

舟岡委員 でも、国勢調査において、仕事に従事しているかどうかについて、調査時点の1週間
の就業時間の長さで、主業を格付けていますか。

総務省統計局 最終的には、それでやらざるを得ないと思うんです。

舟岡委員 いえ、それでやらざるを得ないかどうかでなくて、回答者がそういう回答の仕方をし
ますか。

総務省統計局 聞かれれば、そう答えますから。

舟岡委員 例えば1週間をとると、たまたま主業だけれども短いというケースはあるわけです。
例えば主業では休みをとって、副業で仕事をしている場合、副業の就業時間が主業よりも多
くなりますが、この場合、副業を主業として申告しますか。

総務省統計局 1週間の範囲で考えてくださいと、こちらで答えますから。そこでまず仕事をし
ていたか、しないかを聞いてから進みますので、そういう答え方になってしまいますかね。

舟岡委員 微妙でしょうね。

原専門委員 私もちっと普段の仕事が実査をやっているものですから、この点どうやればいい
のかなと思うのですが。調査をするときに何か例示というか、こういう基準がありますよとい
うことを示さなければいけないと思うのですが、例えば例に出ている国調とかで、アクチュアリー
ベースでほかのところは答えを求めているのに、職業のところだけユーチュアルベースで報酬の最も多

いというふうなことになる、回答者が混乱しないかなと。どういうふうな例示を出していくのかというのが、ちょっとわからないので、教えていただければと思います。

舟岡委員 これは何も報酬だけでなく、時間でも同じです。本来の勤務先で有給をとって、時間があるからアルバイトに精を出したら、それが職業ということになりますね。

総務省統計局 ええ。時間の長さで判断するしかないですね。

舟岡委員 本当にしているんですか。

総務省統計局 していますね。勿論、それだけでできない場合というのも、あるかもしれません。その場合は、報酬とか今まででしたら、2番目に報酬があるので、それに下がっていきますが。そのところを、先ほど審査官が言われたように、少し柔軟に考えていただいて報酬でできないのであれば、就業時間というような、調査によってはそういう考えをしていただけると助かるのですが。

大守部会長 ですからそれは、適用範囲を超えた利用法というのは、全部否定しているわけではないのです。

野村委員 マイナーなことですけれど、大学の研究者の方に行くと、私自身が大学の研究所に十何年おりますので、十何年かの中に確かに教育をしたことは、マイナーなものを除きましてなかったという現実がございました。今年から教育を、年貢の納め時でやり始めて、ゼミまで持っているという状況になりました。

いずれにしても、そこのところはマイナーであります、一般原則にまで書かなくてもいいんじゃないかなという感じはありますので、その分、方向性を決めなければいけないというのは、勿論ですが。

大守部会長 ただ、例外はちゃんと書いておかないと、つまり一般原則まではちゃんと調査員の人が目を通してくださいよということじゃないかと思うんです。そうするとやはりこのところが違うということが、ちゃんと頭に入るように、書いておいた方がいいのではないかと。数行の話ですから。

野村委員 そうですね。私は例外でいきましたら、先ほどの農林水産業の方が、よほど例外としてショックだったんです。あれはちょっと確認しないといけないなと、個人的には勿論思っています。あれが例外として、あちらはむしろ業務、産業だと、アクティビティーだというようなことが、その部分に関してあるのであれば、それも大きな例外として、ここは産業分類から独立であるということも書かれていますので、そういう例外が込みであるということであるならば、ここのところはマイナーかなという感じもします。

大守部会長 なるほど。では農林水産業について、簡単に記述するということも、考えますか。なるほど。

そろそろ時間になったのですが、さっきの一番大きな問題の、個人業種について、あの後何か知恵が出たとか、お考えがたまったとかあるいは変わったとか、そういうことがあれば、お伺いしたいと思うのですが。

舟岡委員 どこかの表記に何とかの「かたわら」と書いてありますね。どこでしたか。

大守部会長 それは、みずからという表現じゃないですか。「かたわら」ですか。

舟岡委員 席上配布資料の5ページの下、「職場のリーダーの扱い」のところ、「それぞれの職業の従事者と同じ仕事に従事するかたわら、管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者との仕事云々」という、これに近い概念を工夫して入れておくのもあり得るのではないかと思います。

大守部会長 それに近い概念を入れて、どういうふうに整理しますか。

舟岡委員 まだ文章表現までは、ちょっと考えていないのですが。

大守部会長 なかなかこれは悩ましい問題ですが、やはり舟岡委員がおっしゃったように、専ら管理をしている人というのもないことはないということを念頭に置いておかななくてはいけないだろうと思います。そうするとどうするか…。

舟岡委員 この職場のリーダーの扱いは、うまい表現だと思います。これですと個人事業主が一人ですべて切り盛りしている場合は、切り盛りしている業務の内容で格付けをする。複数の従事者がいて、管理的な立場にあってという場合には、どちらの業務が多いかによって格付けすることになりますので、そのどちらも含まれます。

大守部会長 そうするとやはり、どう書くかは別として、一般原則的な考え方で処理するのでしょうか。個人業種の中にも働き方によって、管理職として位置付けられるべき人もいるし、それぞれの分野に位置付けられる人もいます。そうすると、店長というの、店長だから自動的にここにいる店長に格付けられるわけではない。管理的なことを中心にやっている人は、管理職ですよというのが、一つの自然な方向性かもしれませんね。

早急に具体的な案にして、皆様にお諮りしたいと思います。

答申案の中身については、大体、今、議論をしましたので、むしろ抽象度とか形式とかそういうことについて、御議論したいと思います。どうぞ。

事務局（曾田統計審査官） 席上配布資料の をご覧いただきたいと思います。答申の骨子でなくて、答申の案に近い状態にしています。ある程度答申としての形式的なところもあるのと、今回こういう観点から、こういうふうな案文として、たたき台として入れていますということで説明をさせていただきます。

最初のところで結論を得たので答申する、この辺は、1番の統計基準として設定することの適否、ここは形式とさせていただいて構わないと思います。

2の理由のところ統計基準として設定することの理由ということで、1月に産業分類とか疾病分類を答申しましたときには、公的統計の総合性とか一体性ということで書いたんですが、産業分類とか疾病分類は、そもそも使用義務がかかっている、それを平行移動で今回統計法で規定する統計基準にもってきたということがありますが、職業分類の場合は、今回初めて統計基準にするということで、一格レベルアップするということで、何らかの背景変化があるということをしり入れた方がいいのではないかとということで、人口社会統計の重要性ということに伴って、職業分類ということが重要になったので、統計法で規定する統計基準に設定するというので、理由としてはそういう理由でどうかということでございます。

「(2) 統計基準の内容」というところで、ア、一般原則、2ページでございますが、イが分類

表に関する事項、3ページにウとして適用に当たったの留意事項ということで分けて書いております。

一般原則というのが最初に来るような、順番的に考えて一般原則は最初にあるようなもの。次に分類表の中身があって、3番目にどこまで加工しても構わないかというふうな順番にしております。

一般原則に関する事項に関して、一般原則を統計基準の中に入れるかどうかということについては、諮問のときには明確にしておりませんでした。諮問には分類表というものを添付してありましたので、分類表は、当然統計基準にするので御審議をお願いしたいということ。

それから、どこまで柔軟性を持たせて使っても標準分類とするかということにつきましても、御審議をお願いしたい。諮問の概要の中に書いてありますので、そこについては諮問で明確化されていた。

ただ、一般原則については、統計基準にするかということでは、明確な記述がなかったということで、もし一般原則に入れるということであれば、答申のときにその旨を記述した方がいいだろうということで、統計基準に含め、その一部とすることが適当であるというような文言になるのかなと思います。

この中身のところは、一言一句、もとあったものを修正したものを書くということではなく、このような観点から修正を行ったというところで、少し代表的なところを、性格を入れてございます。

大きく変更したところは、職業の定義と適用単位と基準、職業の決定方法というところの3つの点を書いています。

2ページ、イ分類表に関する事項でございますが、諮問されている分類表に関して、修正があった部分、つまり分類項目名の変更であるとか、もしくは小分類を新設したとか、そういったところについては、その旨を書いています。ただ、大分類H - 生産工程従事者みたいに、中分類の名前をかなり大幅に入れ替えているとか、そういったところについては、いちいち書いていると大変なので、その観点を書いた。

後ろに分類表の小分類まで入れるものの完成版をつけるということで、このところは、主な変更点、変更点は全部書き出してありますけれども、多少、具体とした書き方ということで整理してございます。

2ページのなお書き以降のところ、分類表とは直接は関係ないのですが、特に大分類の定義のところの変更を行ったものについては、このところで述べておいて、そのようにした方がいいということ。それから最後に、別途作成される説明文及び内容例示において上記に関連した事項に合わせて適切な整理を行う必要があるということで、ここに載りませんが、全体的に影響するところは、すべて直してくださいという形にしております。

3ページの(ウ)のところですが、先ほど説明したようなところで、文章でどうか。この文章につきましても、今後官報で告示とかをしていく場合には、よく省庁の官房総務課とかそういうところ、文章審査で通ったりしますので、このところはかなり直したりとか。例えば産業分類のときに使ったのに何で使わないのか、いろいろ出てきますので、このあたりは最終形は、ある程度総務省の方に、多少フリーハンドを残していただきたいというふうに思っております。

3 ページの番号で、「3 今後の検討」ということで、特に警察官とかのところで階級で幹部職員、幹部でないところという御議論があったんですが、今回は時間がないということで次回改定までの宿題とさせていただいたところですが、時間がかかるのなら、それまで答申を延ばせばいいじゃないかというところもあるかと思いますが、そうではなくて職業分類を早目に設定するということがあった関係で、今回は時間がないので次回に送るのが適当だろうという形で書いております。以上です。

大守部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

舟岡委員 全体の構成はこれでいいと思います。理由等の理由で、適当ではないと思う箇所がありますので、これについては私が若干修正したら良いのではと思う文章を後ほどお送りいたします。

大守部会長 それは是非ください。

総務省統計局 すみません。

この中で触れられていない部分がありまして、是非どこかで触れていただきたいと思う点があるのですが、生産工程作業員の中で、今回、新たに設けた部分で、生産設備の制御監視作業員というのがございます。ここについては、中分類も幾つかできておりまして、かなり相当の数に及ぶところでございます。

実際にこの制御監視作業員と、機械や工具を使って実際にものをつくっている人を分けるのは、記入の内容からいって、特に国勢調査などの世帯調査では難しいと考えています。

それは以前の職業分類の検討委員会のころから、ずっと言い続けていることです。それで実際の国勢調査では、小分類は幾つかというか、生産制御監視作業員と実際にものづくりをしている部分をくっつけた形で、集約せざるを得ないのかなと思っております。

そのあとにつきましては、細分類という結果で、国勢で更に細かい部分を見ますので、そこまでの程度、生産制御作業員のところがつけられるかどうかを検証しようと思ってます。

そこで、是非どこかでその旨、今後、統計調査の実査上はなかなか難しい問題点があって、今後そういう把握・検証していく必要があるという旨の文章を、どこかで書いていただけないかというお願いです。

大守部会長 ちょっと結論のところは、私にはよくわからなかったのですが、例えばどんな文言ですか。

総務省統計局 例えば産業分類のときには、幾つかあったと思うのですが、無店舗小売業であるとか。

大守部会長 個別の事例を聞いているのではなく、文言の提案です。

総務省統計局 文言で具体的に言えば、制御監視作業員について、今後、統計調査の実査上の問題点等を把握検証していく必要がある旨の文書を、どこかで入れていただけないかなと思っております。

大守部会長 それは今後の検討のところですか。

総務省統計局 はい。

大守部会長 ただ、この部会では、そういう議論というのは、私はほとんど聞いていないので、

今、急に言われても、部会の議論で随分問題になって、やむを得ずこうしたという箇所ではないので、ちょっと今の話だけで入れるのは、難しいと思うのですが。

総務省統計局 前回あたりは触れていると思います。直接的な話ではないと思いますけれど。

大守部会長 前回といいますと、第6回の部会ですか。

総務省統計局 はい。

大守部会長 私は余り出てきたとは思わないのですが、もっと悩ましくて、やむを得ず決着したようなところも、幾つかあるんですけど、それに比べると余り、特筆するほどの話としては認識していないのですが、皆さんの認識はいかがですか。

一般論としては、やはり産業分類から独立しようとしたけれども、なかなか悩ましい問題もあるのだということは、書いていいと思うのですが、そのくらいじゃないでしょうか。概念的にはきちんと分けても、実査との対応が十分図れているかどうかは、これから実査の結果を見ながら考えていく必要がある、そういうことを書く必要があると思いますけれども、それくらいでどうですか。

よろしいですか。

それではもう時間を超過してしまいましたので、大体方向性は改めて繰り返しません、ほぼすべて、さっきの個人事業主についても方向性は、大体合意ができたと思いますので、早急に作業をします。次回の最終回でも多少の微調整はできるんですね。それまでに早目に案をお送りしたいと思います。

どうもありがとうございました。